

韓国における禁煙環境づくりと、受動喫煙被害防止への動き

ソウル事務所

男性の2人に1人が喫煙者というタバコ大国韓国においても、近年の健康意識の高まりから受動喫煙などを問題とする世論の後押しを受けて、禁煙の取組みが始まっています。

現在ソウル市を始め、慶尚南道(キョンサナムド)、ソウル市冠岳区(クワンアク)、蔚山市(ウルサン)で、禁煙環境づくりのための受動喫煙被害防止に関する条例を制定しています。

ここでは、全国の自治体の中で最も早く2011年6月1日から条例による取組みをスタートさせたソウル市の事例を紹介します。

1 法律と条例

(1) 条例制定の背景

これまで受動喫煙による被害が多くなっている現状に対し、一部の自治体においては、住民が多く利用するバス乗り場、公園などを禁煙推奨区域に指定するなどの努力を行ってきましたが、これは法律に基づかない禁煙「推奨」区域に過ぎず、効果は低いものでした。

より実効的な取組みを進めるため、国民健康増進法が改正(2010.5.27公布、2010.8.27施行)され、地方自治体が条例で多数人が集まったり往来する一定の場所を禁煙区域として指定することができるようになりました。

この法改正を受けてソウル市は2010年11月に「ソウル特別市受動喫煙被害防止条例」を制定しました。この条例は、屋外の公共の場所で、市民を喫煙の有害環境から保護し、受動喫煙の被害を防止するために、健康増進法に基づく禁煙区域の指定、過料の賦課などに関する事項を規定することで、快適でクリーンな生活環境づくり及び市民の健康増進と生活の質の向上を図ることを目的としています。

(2) 条例の内容

条例の主な内容は以下の通りです。

- ・ソウル特別市長は、市民の健康を保護するために、都市公園や学校、市民の健康増進のための場所などを禁煙区域に指定する。
- ・市長が禁煙区域を指定する場合は、関連団体と地域住民の意見を取りまとめる。
- ・禁煙エリアの表示として、市長は、市民の目に留まりやすい場所に禁煙区域の標識や案内板を



禁煙スペースの案内板
(光化門広場の地図)



禁煙スペースであることを周知する案内板
(光化門広場)

設置しなければならない。

- ・規則で定める一定の標識や案内板には、受動喫煙被害防止のための文言を表示する。
- ・市長は、民間団体や学校にて実施する禁煙教育を支援することができる。

以上のような内容を含み、指定された禁煙区域での喫煙について「10 万ウォン（約 8,000 円）の過料」を賦課すると規定しています。

<参考データ>韓国と日本の喫煙率

- ・韓国における喫煙率は全国平均 25.2%
(男性喫煙率 47.7%) [地域健康調査 2010 年]

- ・日本における喫煙率は全国平均 21.8%
(男性喫煙率 36.8%) [厚生労働省国民健康栄養調査 2008 年]



禁煙スペースであること及び過料 10 万w (約 8,000 円)であることを知らせる旗 (ソウル市)

2 ソウル市の現状

(1) 都心の広場を禁煙化

2011 年 3 月 1 日、ソウル市中心部にある光化門広場、ソウル広場及び清溪広場が禁煙区域に指定されました。これに併せて「受動喫煙ゼロ (Zero) ソウル宣言式」を清溪広場で開催し、市民達に広く広報・周知が行われました。広場には禁煙広場であることを知らせる案内板が数ヶ所設置され、案内板には、広場を利用する市民たちが、愛する家族と一緒に禁煙を誓約してメッセージを入れることができる禁煙の誓いの塔と一緒に設置されています。

禁煙区域に指定された広場で喫煙した場合は、条例により 6 月 1 日から「過料 10 万ウォン」が賦課されています (5 月 31 日までは周知期間として過料は不適用)。なお、過料を課された日から 15 日以内に納付すれば 20%減額され、15 日を過ぎても未納の場合には告知書が郵送されます。

(2) 市民の反応

新聞報道によると実施後のソウル市民の反応として

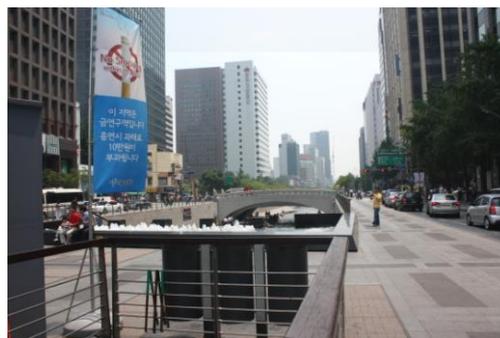
- ・たばこを吸わない市民からは、「娘を産んで初めて一緒に外出したが、普段は広場に捨ててある吸殻が無く、受動喫煙の被害もなくとても良い」、「全国的に実施してほしい」
- ・愛煙家からは、「受動喫煙の被害や美観のために、公共の場所での禁煙政策には同意するが、喫煙が可能なブースや吸殻を捨てるゴミ箱くらいは作ってほしい」、「禁煙エリアの表示がよく分からなかった」、「過料 10 万ウォンは高すぎる」などの意見がありました。

(3) ソウル市の取り締まりと今後の計画

ソウル市は 2011 年 6 月 1 日から 24 日まで
に主な広場で計 21 人に過料を課したと発表し
ました。

過料を課された 21 人のうち、7 人 (33%)
はすでに納付しており、ソウル市の関係者は、
33%という過料の納付率は他の過料納付率と比
べて高く「市民も禁煙の取組みに共感している
ことの表われ」とコメントしています。

今年 9 月からソウル市が管理する公園 23 カ
所、12 月からはバス停 295 カ所も禁煙区域に
指定され、喫煙者の取り締まりが強化される予
定です。



禁煙区域：清溪 (フョング) 広場

李明博大統領がソウル市長時代に、高速道路を壊
して昔の川「清溪川 (フョングチョン)」を人工的に復元
し市民の憩いの場にしたことで有名な場所です。

3 所感

日本では既に取り組みられている禁煙・分煙による健康意識の高まりが、ここ韓国にも波及しているように感じられます。韓国においてもこの取組みにより、快適でクリーンな生活環境づくり、市民の健康増進、さらには生活の質の向上が推進されることでしょう。

また、日本の健康増進法では、受動喫煙防止に関する努力義務のみ示しているのに対し、韓国では、国が法律で全国的に施設単位の禁煙・分煙措置を規定しているほか、今回の法改正により禁煙区域に係る手続きを明定して自治体の条例制定へ道筋を付けるといった、より積極的な面もみられます。

しかし、韓国では、まだまだ多くの「歩きタバコ」や、捨てられた「吸い殻」があるのが現状です。手に持ったタバコの火の高さは子供たちの目線の高さにあり、非常に危険です。

このような過料を含む条例が施行されることで、タバコの害や危険性に対する意識が一層高まるとともに、子供たちへのタバコによる火傷の危険性や受動喫煙による被害が今後少なくなることが期待されます。

(小椋所長補佐 宮崎市派遣)